

討議資料

# 宇田川よしひで

## 市議会ニュース

vol.61

2017年2月

# 川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例



「沢山の人の沢山の  
幸せを見たいから今までも  
そしてこれからも頑張ります」

施行 平成29年4月1日

川口市議会では議員提案（自民党市議団が主体となつて提案）による条例を28年12月市議会で可決しました。大津市のいじめ自殺事件を契機として、「いじめ防止対策推進法」が制定され3年目が経過しましたが、いまだ全国各地でいじめを理由とした自殺事件が後を絶ちません。

平成28年2月に仙台市の中学生が、8月に青森市の中学生が、1月に新潟市の高校生が、他にも挙げればきりがなく、尊い若い命が、次々に失われています。

子どもが急に、家から消えてしまった家族の苦しみ、悲しみはいかがばかりか、想像を絶するものであり、決して川口市から、そのような悲惨な状況を生み出してはならないものと考えます。

また、昨今、千代田区で発生した、原発の避難者だからという理由でのいじめなどは、あまりにも異多で言葉がありませんが、相談を弁護士が受けており、問題の深刻さとともに、いじめ防止対策推進法にのっとるだけでは、対策としては万

全ではないということが、如実に窺えます。

このいじめ問題については、自治体としてなんらかの対策を打たなければならず、もはや一刻の猶予も許されないと危機感から、「川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例」を提案し、議会で可決・成立させたものです。



条例の柱は3点です。

1点目は、市立学校にいじめの情報を通括し、対策の中心たる「いじめ対応教員」を新設します。

過去のいじめ自殺事案においては、担任教師が、いじめがあることを確認していながら、これを一人で抱え込んでしまったことで、組織としての適切な対応がとれず、生徒が自殺に至ってしまった岩手県矢巾町のようなケースがあります。

いじめ対応教員は、そうした担任の抱え込みを防止するとともに、小さないじめ情報を一点に集約することで、いち早くいじめ事案に気づくことが期待できます。

加えて、現状、生徒指導のつた力テゴリーであるいじめ担当を独立、明確にする一方で、保護者からの相談への対応も充実させることが期待できます。

もちろん、基本的には担任の先生がいじめの相談に乗りつつ、組織的な対応をいじめ

対応教員が司令塔として受け持つといった役割分担を期待するものです。

いじめ対応教員を置くことで、いじめの対応を学校全体で行うことが担保されるようになるものです。

2点目は、「いじめから子どもを守る委員会」という第三者機関を新設します。

これは、現状、私立学校や学習塾、地域スポーツクラブなど、市立学校以外の場所で行われるいじめに対しては、市の教育委員会が直接介入することが難しく、当事者は県の教育委員会に相談するなどしなければなりません。

この委員会は、そのようなケースであっても、川口市として関与し、問題の解決に向けたアプローチを可能にします。

また、子どもや保護者が直接、この委員会に対して相談することもできますので、学校に相談したけれども、中々うまく解決が図れない、などといった事例にも、第三者機関としての対応が可能と

なります。

この委員会の委員には、条例で、罰則を伴う厳しい守秘義務が課せられておりますので、相談する方も安心してお話しただけます。

3点目は、「子ども関連団体の協力」をお願いするものです。

いじめは子どもが活動する、あらゆるシーンで起こりうるものです。

先程、2点目で申し上げた学習塾や地域スポーツクラブなどを条例では「子ども関連団体」と定義しておりますが、これらの団体においても、きちんと目を配っていただき、子どもが安全に、安心して過ごせる環境づくりをお願いするものです。

以上の3点を柱とした新たな取り組みにより、まち全体でいじめの早期発見、早期解決を図り、川口市から深刻ないじめ被害を一掃することが狙いがあります。



いじめは深刻な人権侵害であります。それを犯してしまうのも、未成熟な子どものものであります。この条例ができて、まち全体の協力を得ることができれば、いじめの子、いじめられる子、そして傍観してしまった多くの子どもたちの心に、一生ぬぐえぬ傷を負わせることを、現状より確実に回避できるものと考えます。

## 川口市いじめを防止するためのまちづくり条例の概要

### 【目的(第1条)】

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応のための施策について基本理念を定め、市及び学校の責務、保護者、子ども関連団体及び関係機関等並びに市民の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが将来に対して明るい希望が持てる環境の中で生活し、学び、及び健やかに成長することができるまちを実現することを目的とする。

### 【基本理念(第3条)】

いじめの防止等に関する施策は、全ての子どもが安全に、かつ、安心して成長し、子どもの最善の利益が実現できるように実施されなければならない。子どもは、人との豊かな人間関係を築き、互いに相手を尊重する。市、学校、保護者、子ども関連団体、関係機関及び市民は、子どもは社会全体で育むものという認識を共有し、それぞれの役割を自覚し、主体的に連携することにより、いじめの防止等に取り組む。

### 【責務・役割】

#### (1)市の責務(第5条)

- いじめの防止等のための施策を推進するため、学校、保護者、子ども関連団体、関係機関等及び市民と連携して、いじめの防止等に取り組む。
- いじめに関する相談を受け付けるための体制を整備し、必要な措置を講ずる。
- いじめの防止等のための施策の推進に必要な、財政上の措置等を講ずる。

#### (2)学校・教職員の責務(第6条)

- 当該学校がいじめ対策委員会を中心に、学校全体でのいじめの防止等に関する取組を推進し、日ごろから子どもの様子を細心の注意をもって観察するように努め、いじめの事実の発見に取り組む。いじめの事実を知った場合には、速やかに適切な対応を講ずる。
- 自らのいじめの防止等に係る姿勢を示すこと並びに日常の学級づくり及び学習指導の充実が、子どもの教員に対する信頼を生み、子どもと子どもとの間のよりよい関係の構築につながるとの見地に立ち、必要な措置を実施するよう努める。

#### (3)保護者の役割(第7条)

- 子どもの養育及び発達に責任を持つ立場であることを自覚するとともに、学校その他の機関からいじめの防止等について協力を求められた場合には、これに協力をするよう努める。

#### (4)子ども関連団体・市民の役割(第8条・第9条)

- いじめの防止等への協力を求められた場合には、これに協力するよう努める。
- 子ども関連団体は、子どもが安全にかつ安心して過ごすことができる環境づくりに特に配慮する。

### 【いじめ対応教員(第12~14条)】

- 市立学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する責任体制を確立するため、いじめ対応教員を置く。
- いじめ(いじめの疑いがあると認められる場合を含む。)に係る相談を受けた場合には、助言その他の対応を行い、必要に応じ関係者の会合を開催することができる。
- いじめの事実の有無に関する調査をし、必要な措置を講じる。子ども関連団体、関係機関等に対し、いじめの防止等のために協力を求める。
- 川口市いじめから子どもを守る委員会その他の機関と連携して、いじめに関する調査又は調整活動を行い、これらの機関に協力する。

### 【川口市いじめから子どもを守る委員会(第15~31条)】

- 委員3人(任期2年)をもって組織する。
- いじめ(いじめの疑いがある場合を含む。)に関する相談に応じ、関係者に対し必要な助言及び支援を行う。
- いじめに関する救済の申立てに基づき、いじめの事実の有無の調査、関係者に対する調整、勧告又は是正の要請を行う。
- 市長に対し、いじめの再発防止及びいじめの問題の解決を図るための方策の提言等を行う。

## 川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例 体系図



